

815
7

ア  
メ  
リ  
カ  
書  
翰  
和  
解

英皇利加合眾國伯理璽天德奉牘和解

北亞美利加合眾國伯理璽天德奉牘

和解

北亞美利加合眾國の伯理璽

天德

司ルラル上ヒルモカシ帝書と



日本國 帝、殿中

予。今。水軍提督「コウテウ。セ。ペル」人  
と。い。書。は。し。 殿下。の。事。と。す。 此。者。ハ。即。チ  
合衆國の海軍第一等。の。將。帥。と。す。  
今。次いま 殿下。の。領。心。ハ。航。到。せ。る。一。隊。軍。艦。の  
提。督。と。す。

予。こ。こ。ハ。水。師。提。督。と。す。人。々。  
予。が。 殿下。の。對。し。 此。貴。國。の  
政。廷。に。對。し。 極。く。懇。切。の。情。と。合。し。  
こ。こ。に。は。右。明。せ。し。先。ま。し。か。り。な。る。に  
べ。こ。う。と。 日本。の。遣。と。り。の。名。額。  
り。の。事。と。す。 予。が。 合。衆。國。と。

日本少の事一くたがひ不親隆一

か門まわるとくも初あるは旨知

一先んと旅まるとにあると

公衆を以奉津わらび諸律を

らく切の一民人より禁戒を

くた一比那の氏の教法政治

は始り多事一は得きと一し事。

併り一水師提督べりり子命

一是等の事一は處禁せし是

貴國の古徳を以始りさうん事

は歎

北亞墨利加合衆國を大西洋

〜達するの國は〜〜〜  
就中

其れオランダの如く南利休系尻

其の地を正す

貴國と相對すと我英氣船カリホレ

ニアとをいふれば十の比に

貴國の如き事なり

なり

我カリホルニアの大列は毎歳凡そ

金六千万ありドルラに換むると一と

るはるは和蘭のニギユルデニ共六一の由り

り今一ギルデニは一銀に換ふると由り

り銀六十の如き金一ありとさざらん

算方よりまじがら部一千二百五十二万  
に子五百万あるゆゑに  
銀若干。水銀若干。密石若干  
千種あり。比治種も貴重  
る物許り。此は  
日本もさし。豊前肥流の國

小志よりから重物あり。此は  
まじの氏より。諸般の物  
あり。長せり。吊が志。二國の  
氏より。まじの氏より。此は  
と能く。是は  
此は。此は。此は。

公衆國に利益ありきりん事  
新しきなり

貴國従来の政を支那におよ  
び私業人と除くは外に邦  
外と交易する事一紙林業を以て國  
に中が用知る所なりとせられ

とも世界中一時勢なるを嘆小  
陸の改革の形制以ての時  
向くは其時より陸に新律  
制定たるは常として益を盡し蓋し  
其國の舊制の法律初と世と  
一國の對人今は是なりん

ねば是れちびと共時代小

南ミナミに軍制加刺カサシと

先マサキにんあさきあアサキいイあれアレ

彩イロを界カイとわづけワヅケ野羅ノラ巴ハ人ヒト

あれは任播ニンハせし世ヨ以ヨと

うウに軍制クンセイ加刺カサシ人ヒト民タタ稀ヒツ少シウ小コ

しシに共氏キョウジみミが勇ユウ強キョウをヲ

うウ由介ユウケの氏ノジ人ヒト大オホひヒは蕃ハン長チヤウ

交キウ易イ中チュウしシはハ弘博コウハクとあれアレ

しシ

屬下ジュクカ若ニハしシ應制オウセイ改カイ革カク

古國コクニ亦モトもモ以ヨ凡準バンジュンとあれアレ



わしぐいも國の利を以てせんく  
たしむる事終し可し  
とれ  
ども 殿下も一郡の交易は  
禁じらる古来の定津は  
たしむる唐棄より  
改めざる付  
いふ年あるし  
十年はあきりて

允準ニシテしむる  
と果しむる  
と

貴國は利ありしをわしぐ  
再び

舊津と旧港クハレフク  
と可なりんせ

公農國代邦モトのと盟約  
はなす

常は教年  
はなす  
約定

とくしうくちうしうしうしうしう  
とくしうくちうしうしうしうしう  
とくしうくちうしうしうしうしう  
とくしうくちうしうしうしうしう  
とくしうくちうしうしうしうしう  
とくしうくちうしうしうしうしう  
とくしうくちうしうしうしうしう

公家團の船。毎歳カイホルニテ  
支那の航するものも此も多  
し。蘇欄うたひる

日本海は小とつとつとつとつ  
とつとつとつとつとつとつとつ  
貴國の海をくちうしうし  
注々破船ありと事あり



方々石炭は貴方より集りしに  
多し志ふし其石炭は運  
賃利からし船運せんとすれば  
其石炭を知る處し是は  
予知し我國の蒸氣船及び  
其比の諸船石炭の食料からし  
水は以てん為る

日本に入る事此評をきん  
と請ふこと其價は増浪  
きん

貴國の民人好下の物評は以  
しきりある清

殿下貴國の南にありて一  
擡<sup>タテ</sup>はみりて我船より入港せし  
きれんことば是なりが涼く  
とらりたりて石の好味なり  
水師提督べりて余より一隊  
軍艦<sup>カネ</sup>と云ふ

貴國有合<sup>い</sup>は人府にありて  
し和親交易に者食料なり  
合衆國難民より振郵<sup>ニ</sup>即子  
告<sup>り</sup>たり

北重臣初加合衆國の佐理

天德

ニシテト。セルモカレ書と

日本國

帝殿下ハ呈上

公衆國。水師提督。ツミテウ。セ。

ベリク 貴人トナリ 誠實 固執

如陸軍 監獄 振擢

〜全權ヲ任子膺ら〜 惣合家衆

國の條節

貴國ハ同等權ヲ任子膺ら

商人一員若クハ教員一員

若クハ一次若クハ教員

の全同法が〜 亦國親陸

貿易航海の———と云はあまの  
氏人より切要なる諸評の私約  
試造び是試書記——妻、石姓  
試害せしむしれらるる公衆生  
の  
急政公候———妻、佐理貞  
親  
津の允準試從———と云らるる

室よいつと所ら車——評試證とらる  
た中ん公衆國ら印位試押——  
らよと評と

千七百五十二年即。北垂墨判が  
公衆國獨立是國以来七十七  
年十一月十三日。我嘉永五年

ミルウニト。ミルモカシ 歸 親筆

伯理尔天德の令下 親筆

外國車 勢 宰相。エドワルト。

エヘニット 親筆

合衆國 伯理尔天德 副將

和 解。

予。妻。水師提督。ペリウイ 令

殿下。菲微の物 献 世

解く。是は 容人 事 長





の事新 垂筆の如くニトニ府小 終

伯理尔天徳の命以奉り

介國車勢宰相 正トワルトのエニツト

名人 親筆

公衆國水師提督 和辭

公家國水師提督 上書

和解

日本國 帝の上書

印長 べり 谷川 東印度

日本海 備たる 重臣 列公 公家國  
の兵 執力と 師 するものありがた

五百本國々々 今せしむるに好む  
以て世國は善く授けし徳は  
て事以て行ふ徳も大に推し  
て

日本は政建と事以て謀し  
船に我合衆國の地理  
尔天徳の書

勝中一は詳に記載し  
る書勝及び  
び外はべりて  
欽差全權の任  
に  
考し記せし書は  
昔は英台利。和  
黨。支那。又は  
清澤し并せし  
これに是しと  
地理と天徳と  
しきる本書及び  
地理の本書

是二

日本國 帝殿下の高貴なる爵  
位に應じし調ふせし外臣當り  
親自繳納すべし候し  
殿下御覽末收の日期以下  
告示せしこと候

集事小 殿下よと告すべし命  
受し御理臺天徳  
日本國對し右愛れ意統統抱  
小公衆國の古人彼是は縁以  
貴國より能方ニ來し而式  
船難に遇しし地より漂到

せし降

貴國にわが船はさしづる事あふが— 艦が 旗が

ふと〜たの事と實小駕沃痛心

さしづる事と— 是意— 性年

さしづる事と— 重墨利加船モウツニロゴ

タコウニセ船名ノ過とる所— 亦不就て

以不〜重墨利加人ハナリ或基利

則智宗諾國西洋諾玉の名俗〜

長國ハ海名ノ漂到〜せるとの事

行れる人ガ事ハ或論せば意〜

客れハ何極救〜松郵或〜ハ

仁存ハ亦好ト〜是以〜

貴國の民人公衆國の地位は漂到  
せらるるの苦しみれば極部せしむ

もまらぬ海客より難船せらるるの苦

逆風狂浪は憂ふべく貴國はく憐

憐れ入るの

貴國は政運仁慈はしく是は嘉措

せんとの明證とせんとは合衆に

府は切ふ貴國政府は望むところ

が又某は命じり貴國は

舌げしむ合衆國は歐羅巴諸土は

其政律より國門各人随ふる

教法と事むる誠許と況や此は

人の宗名極法よりしては國名是  
是非なることか

無事利か人

日本と羅羅巴少く同小ある大ま

位より大國の羅羅巴人として然て

日本はらんかせし以て農羽せら國小

しし其もひは是大國より野

羅巴は近き地より羅羅巴より

うへに來れらるるのれは

せしに人氏よりわか小船

全國よりらび言ふ南大平海

小並し今國門小家多る大都



府<sup>取</sup>あり〜長府<sup>長門</sup>の蒸氣船<sup>蒸気船</sup>の宗<sup>宗</sup>が  
〜出帆<sup>出帆</sup>後<sup>後</sup>より降<sup>降</sup>り十八日<sup>十八日</sup>に<sup>に</sup>渡<sup>渡</sup>り

〜二十日<sup>二十日</sup>に〜

日本<sup>日本</sup>國<sup>國</sup>に到<sup>到</sup>る候<sup>候</sup>〜是<sup>是</sup>れは我<sup>我</sup>國<sup>國</sup>の

交易<sup>交易</sup>速<sup>速</sup>小<sup>小</sup>米<sup>米</sup>國<sup>國</sup>に懸<sup>懸</sup>望<sup>望</sup>〜我<sup>我</sup>國<sup>國</sup>の

船舶<sup>船舶</sup>

日本<sup>日本</sup>海<sup>海</sup>中<sup>中</sup>に常<sup>常</sup>敷<sup>敷</sup>と<sup>と</sup>ふしと<sup>と</sup>事<sup>事</sup>〜

遠<sup>遠</sup>き<sup>き</sup>に<sup>に</sup>あ<sup>あ</sup>ら<sup>ら</sup>ぶ<sup>ぶ</sup>候<sup>候</sup>〜台<sup>台</sup>南<sup>南</sup>國<sup>國</sup>の

日本<sup>日本</sup>の<sup>の</sup>北<sup>北</sup>の<sup>の</sup>海<sup>海</sup>に<sup>に</sup>相<sup>相</sup>と<sup>と</sup>お<sup>お</sup>す<sup>す</sup>〜

小<sup>小</sup>島<sup>島</sup>の<sup>の</sup>北<sup>北</sup>の<sup>の</sup>海<sup>海</sup>に<sup>に</sup>相<sup>相</sup>と<sup>と</sup>お<sup>お</sup>す<sup>す</sup>〜

日本<sup>日本</sup>國<sup>國</sup>

帝<sup>帝</sup>殿<sup>殿</sup>下<sup>下</sup>と<sup>と</sup>好<sup>好</sup>と<sup>と</sup>信<sup>信</sup>び

交は終んこと以終と終れども  
貴國よて重業利か人小對過さる  
事一冠儀云々祝のが如くさる此  
内方と禁止さるり一あまざれを  
せらるる儀違ふる一かゝんや  
不國よて交へて終たつ是は併祝す

貴國の法制は世にむす法交り  
互に解りし中一智慧ある所並  
つゝいふべし一自今いふ國乃お交  
こと若日り一比ふれが如く一か  
一かの速不至たれば各重而別一  
固守せんと欲まらもあられは智る

謀のしるし自今決しるはふべ  
わらざる所

和唐来りしを説き專に

日平の朝廷より一由國より氏平關

と波防り兼ていしる要とし正字

在るは誠情はたふし好意は

以てせん事一は日平の好問せんが

あり大軍艦船難未だ法は来り

と果等徒ふは是は法のみ果しと

解り其友言り情は表せんかた外に

尺中船とん

貴國の如く一由事候小應し

尚毅如以増か——再航——来るべ

——志う——と心——ども

日本國

帝殿下の政定能く集る再來以訪

ふの佐理臺天徳が書中——子載たる

公平好むる第以持れあ——ん

志う以証——を書中——る印名いなる

健直以以る以訪——奉向小自詳

表——日本國

帝殿下に對——ふ——崇敬——を

——誠心小

殿下の康寧福全万壽公疆と祈る

東印度。支那。日午海小在

公家國より海軍一師 三ツテウ。

せ。ペリウ」親筆

千八百九十一年七月七日。我前永六年

癸丑六月二日

日午近海より公家國の。蒸氣

ガット船 ニユスケリニ十」船 中 小 於

公家國水師提督。口と書

和解 或也

公家國海軍一師 提督某等約以法  
むしんぬる全權の事 今 持命を

業く其海に來りたり。

帝國 四年八月廿五日午時一員の  
令令一々之受囑に致したる書牒  
からば通に法書牒に符んと欲と  
世二牒に即す。合衆國の代理臺天  
法に

日本國

帝陛下の呈する所新に

右令令之を一日に擇んば

是に約定せん事は知る。

合衆國。蒸氣力にガット船、ニユスケウエ

船 號

千八百六十二年第七月十日。秋原  
春也六月七日浦和久港ニ於テ書。

吊ッ 日本政堂ノおせら書ハミナ  
ふ重クカク大切ク問題ト載  
たら物ヨクナレバ洋決セん  
た先多ありの時ハ決案トモ見えの

カミトミハ決断ナクあり吊ッハ  
ハ熟考シ。明年早春。吊ッ  
江戸法ハ小来リ。右呈書  
結答ハ決断トシ。其時ハ決断。  
親友ハ法ニ。且雙方ノ人  
たぐいリ。安全ニ決断ノハ

款待致し奉らん事一以希ふ所し

東印支那の支那の及

日本海一現好せ。合衆國の

全部海軍総督

コッテウ。セ。ペルリル合衆國の蒸氣

フシガット船 ミヌスケロニナ 船 上は在る。

千八百五十三年七月十日。初め永六

年癸未六月八日 江戸海口浦賀港に於

謹白





